

「くわしま耕太郎連合後援会」規約

第1条（名称）

この会は「くわしま耕太郎連合後援会」と称する。

第2条（所在地）

事務所を「東京都府中市白糸台4-19-1-503」に置く。

第3条（目的）

この会は、くわしま耕太郎の地方行政における政治的、社会的な活動を後援し地域の発展を期することを目的とする。

第4条（会員）

会員は、この会の目的に賛同する個人及び各種団体（含む法人）とする。

第5条（事業）

本会は、その目的達成のため、後援会、座談会、諸会合の開催及び印刷物の発行など、その他の会員相互の親睦等必要な事業を行う。

第6条（役員）

この会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 会計 1名

第7条（運営）

会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

第8条（財務）

この会の財務は、会費・寄付金および賛助金、その他の収入による。

第9条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第10条（改正）

この会の規約の改正は、総会において行うものとする。

第11条（規約施行日）

この規約は、平成28年5月1日から施行する。